

# 統合報告の保証の可能性 —グローバル化時代の企業報告の信頼性の確保—

鳥 飼 裕 一  
東洋大学

## 要 旨

国際統合報告評議会 (IIRC) から、2014 年 7 月には「統合報告の保証 論点の探究」が公表され、統合報告の開示だけでなく、保証のあり方にも検討が進んでいる。

社会とのコミュニケーションに統合報告が利用されるのであれば、その内容に信頼性を与えるメカニズムが必要である。ここに、保証のニーズが生まれる。しかし、そのコミュニケーションの手段である統合報告を保証に耐え得るものにするためには課題も多い。

本稿では、統合報告の目的を確認した上で、「統合報告の保証 論点の探究」を踏まえ、保証のメカニズムに統合報告をどのように組み込んでいくのかを検討した。具体的には、まず、保証業務の定義を明らかにした上で、保証の主題とはどのようなものかを確認し、最後に保証の可能性と課題について非財務情報の取り扱い、重要性への対応などを含めて検討を進めた。

統合報告の保証には、広範なステークホルダーを想定利用者とした一般目的の報告の保証が期待されており、その開示のフレームワークについて社会的に合意し確立する必要があると考える。今後、統合報告の開示が普及することにより、開示のフレームワークが確立されていくことが期待される。

## I はじめに

国際統合報告評議会（IIRC）から、2013年12月に「国際的統合報告フレームワーク（IIRC）」（IIRC [2013]：以下IRFW）、2014年7月には「統合報告の保証 論点の探究」（IIRC [2014a]：以下、論点の探究）および「<IR>の保証 討議への序説」（IIRC [2014b]）が公表された。また、論点の探究へのフィードバックとして、2015年7月に「統合報告の保証 フィードバックの概要と行動への呼びかけ」（IIRC [2015]）が公表され、統合報告<sup>①</sup>の開示だけでなく、保証のあり方にも検討が進んでいる。

このように統合報告の保証にまで検討が進んではいるものの、保証に向けては課題も多い。たとえば、統合報告は、統合思考を基礎とした価値創造プロセスを報告の対象としていると考えられるが、その価値創造プロセスとは何なのか、それはどのような手段（財務、非財務情報を含む）によってその表現が達成されるのか、統合報告の目的からどのような保証が期待されているのかまたそれは可能なのか等々、疑問はつきない。

本稿では、統合報告の目的を確認した上で、統合報告を保証の対象とした場合の課題について検討することとした。

## II 統合報告は何を目指しているのか

### 1. 伝統的財務報告モデルの限界

統合報告の出現は、伝統的な財務報告の有用性の限界の観点から論じられることが多い。財務報告に対して期待される役割の主要なものに、投資家等が行う企業の将来キャッシュ・フローの予測を容易にし、企業価値の評価に有用性を提供することがある。この財務報告の有用性（価

値関連性）が長期趨勢的に低下し、投資意思決定への有用性の観点から、財務報告の対象とする会計情報が株価説明力を失いつつあるといわれてきた。その要因として、企業活動が複雑化し、企業を取り巻く環境が激変しているなかで、財務報告がそれに適応していない可能性が挙げられている<sup>②</sup>。

1994年に米国公認会計士協会から公表されたジェンキンス報告書は、このような伝統的な財務報告が有する限界を踏まえ、あらたなビジネス・レポーティングを提案した。同報告書は、米国財務会計審議会（FASB）がとる意思決定有用性アプローチに基づく伝統的な財務報告に代え、情報利用者に提供する情報拡充化を目指し、①将来指向情報重視の視点、②非財務情報重視の視点、③内部情報・外部公表情報整合化の視点という3つの方向性をビジネス・レポーティングにおいて提示した<sup>③</sup>。

### 2. 統合報告の非財務・社会指向の視点

上記のように、統合報告は、伝統的財務報告モデルの限界から論じられることもあるが、地域社会貢献や環境・自然資源の保護といった非財務的・社会性指向の視点も重視されるようになった。

もちろん、IRFWでは、「統合報告の主たる目的は、財務資本の提供者に対して、組織が長期にわたりどのように価値を創造するかについて説明すること」（IRFW para.1.7）であり、「統合報告書は、従業員、顧客、サプライヤー、ビジネス・パートナー、地域社会、立法府、規制当局、政策立案者を含む、組織の長期にわたる価値想像能力に関心を持つ全てのステークホルダーにとって有益なものとなる」（IRFW para.1.8）としている。しかし、このように、財務資本提供者である投資家、株主を主として

対象とすると、サステナビリティ情報や、CSR情報は長期的業績の指標ならびに企業の価値創造に対するリスク要因としてしか意義を有さなくなる点も指摘されているところである<sup>(4)</sup>。

また、IRFWの先駆けとなった南ア連邦の統合報告フレームワークは、ガバナンス義務と責任の倫理的リーダーシップの発揮、ステークホルダーとの有効な関係とコミュニケーションおよび「責任ある市民」としての組織構造の確認を求めており、非財務的・社会性指向の視点が重視されている<sup>(5)</sup>。

財務資本提供者にフォーカスするのか、あるいは他の資本提供者にもフォーカスするのか、あるいは双方に均等にフォーカスするのか、統合報告の位置付けを考える上で極めて重要な論点である。この点について、統合報告は、組織の活動を、財務資本、製造資本、知的資本、人的資本、社会・関係資本、自然資本を投入し、価値創造するプロセスとしてとらえている（IRFW para.2.15）。後述するように、ここには、共生価値（shared value）の創造を目指すという思想が根底にあると思われる。このことから、本稿では、財務資本提供者に限定しない、幅広いステークホルダーを想定利用者としているという前提で検討を進める<sup>(6)</sup>。

### 3. 長期にわたる価値創造力

統合報告は、長期にわたる価値創造（value creation over time）を、統合思考の基礎においている。これは、統合報告の目的が、企業とステークホルダーとのコミュニケーションを強化して信頼関係を深め、そして企業と社会との共存を図る共生価値（shared value）の創造を目指すという思想が根底にあるからである<sup>(7)</sup>。

近年、短期主義（short terminism）問題が目目されるようになった。これは、企業や投資家などにおいて、長期的視野ではなく短期的視野

に基づく行動が蔓延し、経済の長期的な発展や安定を阻害しかねない悪弊として懸念されてきた。企業における短期主義問題を正す方策としては、四半期業績への過度な注目の見直し、財務報告の改革、株主第一主義から長期株主第一主義への転換、長期株主優遇配当、長期保有株主の権利を強めた種類株の導入、報酬制度の見直しなどが提案されている<sup>(8)</sup>。

このような短期主義問題により、企業が短期的利益獲得に走り、長期的な投資を控え、結果として企業価値を毀損することが懸念される。統合報告において長期にわたる価値創造を表現していこうとする動きも、このような短期主義問題への反省の文脈で考えられていると思われる。

企業の価値創造に関連して、P.F.ドラッカー教授は次のように述べている。

「社会と経済にとって不可欠なものとしての利益については弁解無用である。企業人が罪を感じ、弁解の必要を感じるべきは、経済活動や社会活動の遂行に必要な利益を生むことができないことについてである。」<sup>(9)</sup>

そして、同時に次のようにも述べている。

「利益は、個々の企業にとっても、社会にとっても必要である。しかしそれは、企業や企業活動にとって、目的ではなく条件である。」<sup>(10)</sup>

利益は目標ではなく存続の条件である。なぜなら、企業は利益がなくては存続できないからである。そして、さらに次のようにも述べている。

「例えば、事業の目的として利益を強調することは、事業の存続を危うくするところまでマネジメントを誤らせる。今日の利益のために明日を犠牲にする。売りやすい製品に力を入れ、明日の製品をないがしろにする。研究開発、販売促進、設備投資をめまぐるしく変える。そして何よりも資本収益率の足を引っ張る投資を避

ける。そのため、設備は危険なほどに老朽化する。言い換えるならば、最も拙劣なマネジメントを行うよう仕向けられる。」<sup>(11)</sup>

企業は期限付きで活動をする主体ではなく、永久に存続することがステークホルダーから期待されている。と同時に、経済活動を行い社会に貢献するための存在である。長期にわたる価値創造力とは、本来、このような企業の社会性を考慮した思想に根ざしたものである。企業は長期にわたって存在することにより社会に安定性を与え、そして価値を創造することにより、社会を豊かにするからである。

2008年のリーマンショックを契機とした、資本主義経済の再構築と企業経営の新しいあり方についての模索を背景として、新古典派経済学<sup>(12)</sup>の企業観を乗り越え、共生価値がクローズアップされるようになった。企業には、事業を営む地域社会の経済条件や社会状況を改善しながら自らの競争力を高める経営方針をかかげ、そしてそれを実行することが期待されている<sup>(13)</sup>。

#### 4. 保証のニーズ

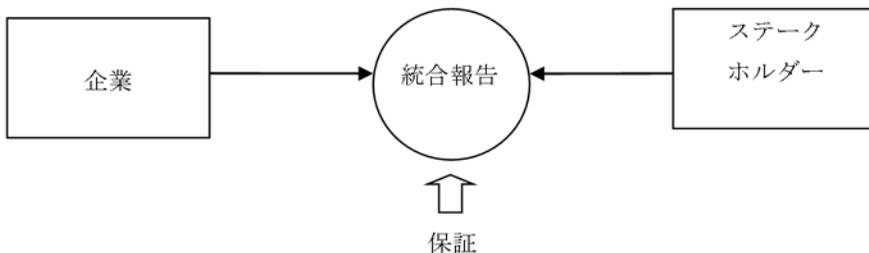
経営者は、財務資本の提供者である株主、投資家だけでなく、企業を取り巻くステークホルダーあるいは社会全体とコミュニケーションをとるべきであり、これが統合報告の思想の根底

にある(図1)。統合報告では、このようなステークホルダーを製造資本、知的資本、人的資本、社会・関係資本、自然資本の提供者というかたちで捉えられている。

こうした思想の下では、企業は、経済活動を通じて社会に貢献していることについて積極的にコミュニケーションをとることが望まれている<sup>(14)</sup>。なぜなら、こうした行動についてのステークホルダーへのコミュニケーションを通じて社会貢献への行動の連鎖が生まれ、社会に安定性を与えるとともに、価値創造を通じて社会に富をもたらすからである。地域社会とのつながりを軽視し、環境汚染に無頓着な企業が収益性の観点から投資対象として魅力的であったとしても、そのような企業に投資を継続するべきであろうか。社会的な損失の方が大きいのではないだろうか。そのような価値判断の機会を社会に提供すべきではないだろうか。

そして、社会とのコミュニケーションに統合報告が利用されるのであれば、その内容に信頼性を与えるメカニズムが必要である。ここに、保証のニーズが生まれる。その信頼性を獲得するためにも、そのコミュニケーションを保証に耐え得るものにしなければならない。いわば、統合報告は保証と一体なのである。

図1 統合報告を通じたステークホルダーとのコミュニケーション



しかし、保証を行うにあたっては課題も多い。保証の対象（主題）を明確にするとともに、その対象について保証を行うために証拠を積み重ね、結論を出さなければならない。したがって、こうした統合報告の目的を十分に生かすために、統合報告の保証のメカニズムを構築するとともに、統合報告によるコミュニケーションにおいて保証に耐え得るフレームワークが必要とされる。

### Ⅲ 統合報告の保証の可能性

このような統合報告、あるいは統合報告書の保証は可能なのだろうか。ここでは、論点の探究を踏まえ、保証のメカニズムに統合報告をどのように組み込んでいくのかを検討していきたい。具体的には、まず、保証業務の定義を明らかにした上で、保証の主題とはどのようなものかを確認し、最後に保証の可能性と課題につ

いて非財務情報の取り扱い、重要性への対応などを含めて検討を進めていくことにしたい。

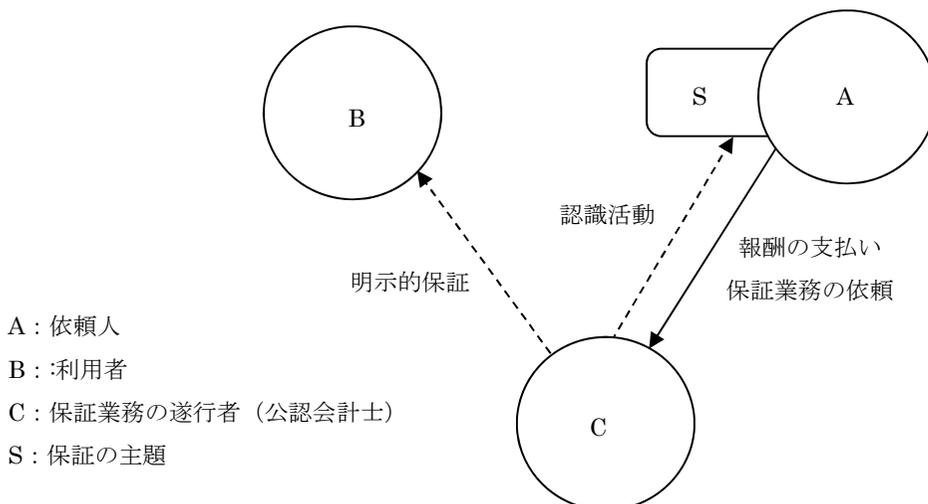
#### 1. 保証業務の定義

統合報告への保証を考えるにあたって、まず、保証とは何か、保証の定義を確認したい。国際監査基準審議会（IAASB）が公表した「保証業務の国際的フレームワーク」（IAASB [2013]：以下、保証 FW）は、保証業務を以下のように定義している。

「保証業務とは、業務実施者が、基礎にある主題を規準に対して測定または評価した結果（主題情報）について、責任当事者以外の想定利用者のその結果に対する信頼の程度を高めることを意図した結論を表明するために十分かつ適切な証拠を収集することを目的とする業務である。」（保証 FW para.10）

この保証業務の定義は、図 2 のとおり示すことができる。

図 2 保証の構図



出典：鳥羽至英 [2011] 80 頁。

「図表 5-3 証明型保証契約の構図」

図2の構図を統合報告に適用すれば、Aは企業、Bは多様なステークホルダー、Cは監査人、Sは統合報告となる。また、適用される規準は、IRFWとなる。

なお、保証業務においては、主題に責任を負う者が主題情報を作成する場合および業務実施者が結論を報告する場合に主題を評価または測定するための一定の規準が必要とされる。このような規準への参照なくしては、いかなる結論も、俗人的な判断、誤解に陥るからである。保証FWは、保証を行うための規準として、目的適合性、完全性、信頼性、中立性、理解可能性の5つの要件をあげている（保証FW para.44）。したがって、IRFWがこの規準を充足するようなフレームワークが提供できているかが保証を行う場合の論点の1つとなる<sup>(15)</sup>。

## 2. 統合報告における主題

### (1) 主題の対象

次の課題は、統合報告の主題である。論点の探究は、主題の対象の候補として表1に掲げた統合報告<IR>と統合報告書の2つを挙げている（論点の探究 para.4.3）。

プロセスとコミュニケーションの相違があるとしても、その根底にあるものは企業の価値創造である。いずれを対象にするにしても、長期にわたる価値創造が主題の対象となると考えられる。したがって、価値創造とは何かを明

らかにされなければならない。

IRFWは、価値創造を、図3によって説明している。図3からわかるように、財務資本、製造資本、知的資本、人的資本、社会・関係資本、自然資本をビジネスモデルに投入することにより新たな価値を創造し、さらにそれを再投入し価値を創造していく循環的なプロセスとしてとらえられている。このプロセスでは、組織が使命とビジョンを明示し、ビジネスモデルに従って事業活動を実行することによってそれを実現し、ガバナンスが当該ビジネスに係るリスクと機会、戦略と資源配分、実績、見通しを監督することにより、その実行が担保される仕組みが示されている。このように、IRFWでは、組織が長期にわたり創造する価値は、組織の事業活動とアウトプットによって資本が増加、減少、または変換された形で現われる。

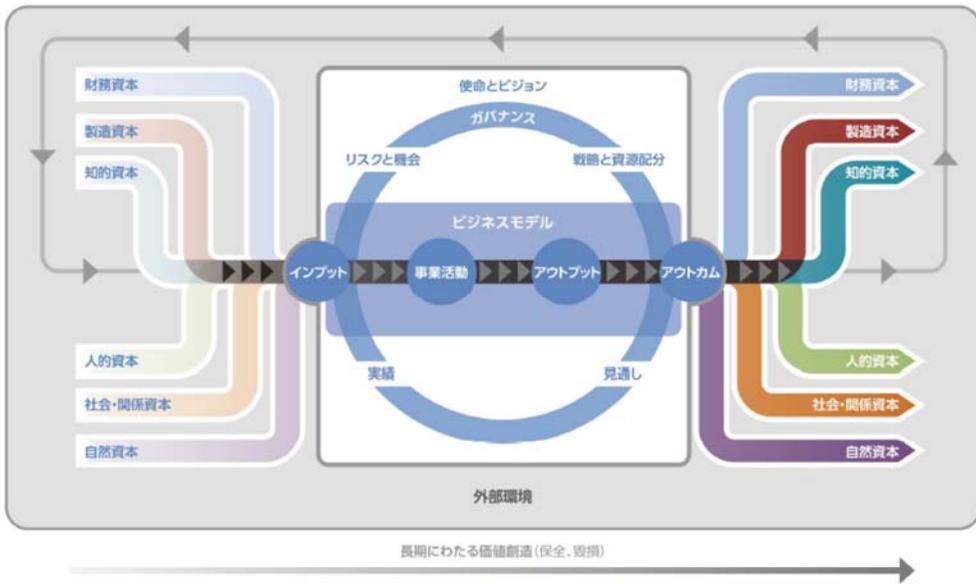
注目すべき点は、その価値には、組織自身に対して創造される価値であり、財務資本提供者への財務リターンにつながるものと、他者に対して創造される価値、すなわち、ステークホルダーおよび社会全体に対する価値の相互に関係し合う2つの側面があるとしていることである（IRFW 2.4）。このように、他者に対して創造される価値を対象としていることが、伝統的な財務報告が対象としている価値と異なる点である。

それでは、他者に対して創造される価値とは

表1 統合報告の主題

統合報告(<IR>)	組織による、長期にわたる価値創造、および価値創造の外観に関連するコミュニケーションについての定期的な統合報告書を帰結する、統合思考を基礎とするプロセス
統合報告書	組織の外部環境を背景として、組織の戦略、ガバナンス、業績および見通しが、どのように短、中、長期の価値創造を導くかについての簡潔なコミュニケーション

図3 価値創造プロセス



出典：IRFW para.2.20 図2

具体的に何を指しているのでしょうか。ここで、対象として考えられるのが ESG 情報（E（環境）、S（社会）、G（ガバナンス））である。図3にみられるとおり、ガバナンスは価値創造を担保する役割にあるので、特に他者に対する価値創造が対象となるのは E（環境）、S（社会）となると考えられる。

## (2) IRFW の全体像

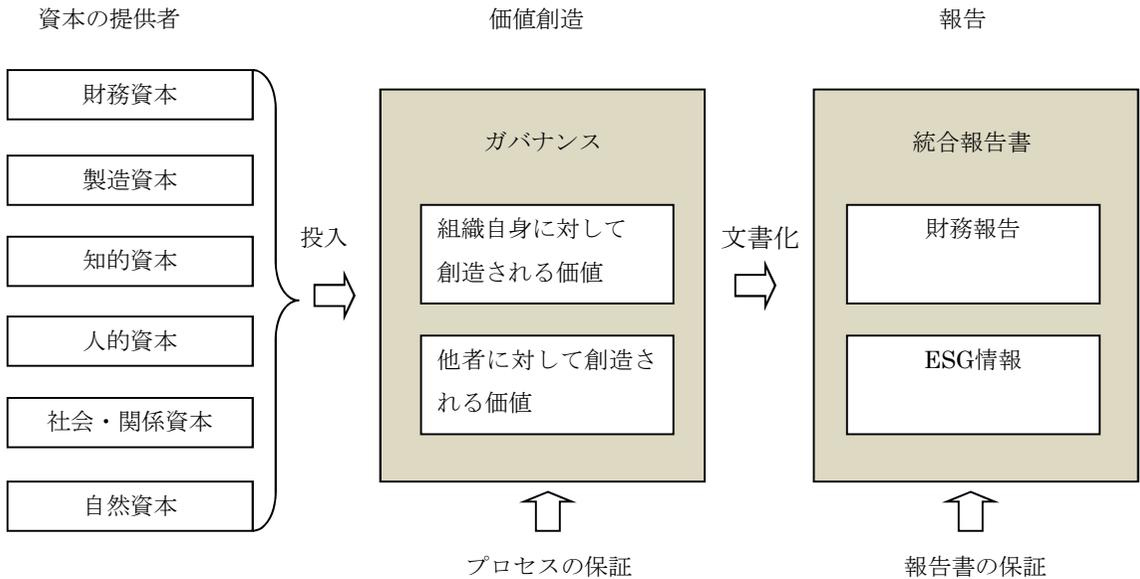
ここで、IRFW の全体像を、保証の可能性という観点からもう一度整理してみたい。図4に示したように、様々な資本を投入し、価値創造を行い、そしてそれを報告することが統合報告のプロセスである。

既述のとおり、IRFW は、E（環境）、S（社会）を対象とする報告書を明示していないが、E（環境）についてはサステナビリティ報告書、S（社会）については CSR 報告書が考えられる。

CSR すなわち社会的責任の報告は、企業が利

潤の追求や株主への配当だけでなく、従業員や取引先、消費者、地域社会など、企業活動に関係を持つステークホルダーに対して社会責任を果たしてくべきであるという思想を基盤にしており、統合報告の思想と整合する。企業が、財務資本提供者など限られたステークホルダーに対してだけではなく、より広い範囲で情報を開示しながらビジネスを行っていくことにより社会的な信頼を得て、企業価値の向上につながっていくことが、CSR の思想の根底にある。わが国では、ISO14001 など企業の環境マネジメントシステム（EMS：Environmental Management System）への取り組みが進むにつれ、環境情報開示の手段として、サステナビリティ報告書の作成と公開が急速に進んできた。そして、サステナビリティ報告書の国際的な指標を作成している GRI が、企業活動を環境、社会、経済の3つの側面から評価する「トリプル・ボトムライン」の手法をガイドライン

図4 統合報告の全体像



に採用したことを受けて、サステナビリティ報告書に社会性を盛り込み、より広範な活動分野を公表する CSR 報告書を作成する動きが広がっている。このように、E（環境）、S（社会）は、それぞれ別々にではなく、一体として報告されているようである。

### (3) コンテンツとその結合による表現

IRFW は、コンテンツとして図 5 に示した A～H の 8 項目を示している（IRFW para.4.1）。これらのコンテンツを結合して、企業の長期にわたる価値創造力が表現されることが期待されている。

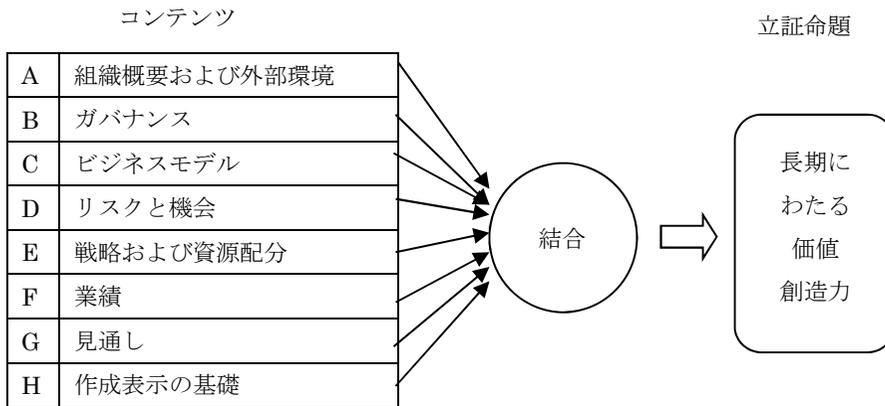
すなわち、これらのコンテンツにより、組織の戦略、ガバナンス、業績、将来の見通しに関する重要な情報に、事業活動の営利的、社会的、環境的背景を反映できるような方法でまとめることにより、組織がどのように受託責任を果たし、そして価値を創造・持続させているかを表現することが期待されている。

例えば、財務諸表監査において、企業の財政状態と経営成績に関する情報の表示の適正性という命題を、財務諸表の適正性という言明に変換しているように、長期的価値創造力の表示の適正性という命題を、統合報告という言明に変換しなくてはならない。次の「3. (1) 保証のあり方とプロセス」で述べるように、監査人が統合報告に準拠性意見を述べるとしても、その立証命題には、企業の長期にわたる価値創造力がある。

しかし、IRFW は、原則主義アプローチにより、組織それぞれの状況に大きな違いがあることを認め、情報ニーズを満たす上で十分な比較可能性を確保するよう、柔軟性と規範性との間で適切なバランスを取ることを目的としているため（IRFW para.1.9）、コンテンツにおいて開示すべき項目を、作成者自らが判断しなければならない<sup>(16)</sup>。

したがって、コンテンツの内容について、定量的開示、定性的開示あるいは財務情報、非財

図5 コンテンツの結合



務情報の開示を示し、その結合により、長期にわたる価値創造が表現されていることの論理が必要である。また、この論理を帰結できる開示のフレームワークが保証において必要とされる。

この論理を、長期にわたる価値創造に資する情報についての社会的な合意に基づき、開発する必要がある。このことは、長期にわたる価値創造力がないと判断される場合に、統合報告書は作成できないことも視野にいれて検討しなければならないことを意味していると考えられる<sup>(17)</sup>。

### 3. 保証の可能性と課題

#### (1) 保証のあり方とプロセス

統合報告の目的は、その情報により、組織の長期にわたる価値創造を表現することであり、監査人の目的は、図4に示したようにプロセスを保証するにしても、報告書を保証するにしてもその長期にわたる価値創造の情報を保証することである。それでは、ステークホルダーである想定利用者はどのようなことを監査人に保証を求めているのだろうか。

保証のありかたとしては、プロセス、報告書を対象とし、信頼性、有効性・効率性、法的準

拠性を結論することなどが考えられる。

たとえば、有効性とは、行為が目的を達成していることであり、効率性とはその目的を必要最小限で実施することである。その意味で、有効性と効率性はセットである。この評価にあっては、行った行為がどの程度有効なのか、効率的なのかの判断が必要とされ、その評価を行うための尺度が必要である。

法的準拠性については、統合報告は法律に準拠して作成されるものではないので対象外と考えられるが、たとえば、統合報告のプロセスの一部であるガバナンスの法的準拠性についての保証を行うとしても、想定利用者が期待している保証の範囲としては狭いのではないかと考えられる。

したがって、想定利用者が最も期待しているものは情報の信頼性ではないかと考えられる。

たとえば、統合報告書への情報の信頼性を付与することを考えるのであれば、情報を提供するための開示のフレームワークを提示し、開示のフレームワークに準拠して作成された統合報告書が、組織が長期にわたり価値を創造していることに表現に信頼性があるかどうかを保証することが目的となる。明確に提示された開示フレームワークによって作成された報告書

が、不正か誤謬かを問わず、全体として重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得ることにより、統合報告書が開示フレームワークに準拠して作成されていることを保証することが目的となると考えられる。この場合は、開示フレームワークへの準拠性について監査人は意見を述べることになる。また、こうした準拠性についての保証の枠組みは、統合報告が全体として企業の長期にわたる価値創造能力を創出していることについて監査人が心証を形成していくことを基礎としている。監査人がこの心証を得るためには、統合報告によって表現される長期にわたる価値創造能力という命題についての証拠を収集しなくてはならない。

## (2) 非財務情報への対応

一般的に、非財務情報への保証を考える場合には、主として財務情報の補足・補完ととらえるのか、財務情報とは独立した情報として扱うのかによっても、信頼性付与のアプローチが変わり得る点は指摘されている<sup>(18)</sup>。また、非財務情報を独立して保証する場合には、作成のプロセスの検証が1つの解決となるとの指摘もある<sup>(19)</sup>。

また、非財務情報で定性的情報に、どれだけ想定利用者であるステークホルダーが関心を持っているかという点も考慮しておく必要がある。むしろ、組織がかかげたビジョンを、実行した結果をなんらかの定量的なかたちで評価した情報が比較可能性を含めてより有用な情報となる場合も多かろう。つまり、利用者は、組織が長期にわたる価値創造を行っているのかをまず確認したいのであって、非財務情報が主たる情報とはなりえないと思われる。

このようなことから、論点の探究ではむしろ、非財務情報を結合の観点から論じられている。すなわち、非財務情報は、「事実に基づく

記述 (factual narrative)」と「主観的記述 (soft narrative)」に分類して取り扱われている。事実に基づく記述は、発生した事実に基づくもので、内部の報告システムおよびその報告書、他の組織によって報告された外部情報などの方法によって証拠付けることが可能な情報とされている。主観的記述は、内部で生成された情報であり、経営者およびガバナンスの見解または判断を含むが、実質的には各種の報告書、内部のコミュニケーション、ウェブサイトおよび実際の業務の中に反映されるべきものであるとしている (論点の探究 para.4.30)。

この点について、論点の探究は、事実に基づく記述であるとしても、このような記述に関連する結合の性質を評価することは監査人にとって難しい分野としている (論点の探究 para.4.32)。すなわち、監査人は、結合の性質を評価するための事実の記述としての十分性や適切性を判断しなくてはならない。他方、財務諸表の主観的記述による開示は既になされており、またサステナビリティ報告書でも主観的記述の保証が行われていることも参考となる (論点の探究 para.4.32)。

一方、作成者においては、主観的記述となる開示の適切性の観点から、各種の報告書との整合性をとらなくてはならない。整合性がとられているかどうかについて、監査人は開示についての十分な証拠を入手する必要がある (論点の探究 para.4.33)。

したがって、「Ⅲ 2. (3) コンテンツとその結合による表現」でコンテンツを結合して、組織の長期にわたる価値の創造能力を表現することが課題であったが、保証において結合の性質を評価するにあたり、開示の詳細なフレームワークが必要となる。このように論点の探究が非財務情報の保証で問題としているのは、結合の論点である。このように考えると、長期

的価値創造能力を表現する開示のフレームワークが作れるか、そして非財務情報が含まれる場合、十分かつ適切な証拠をどのように積み上げられるのかが保証の課題となろう。

### (3) 重要性の取り扱い

統合報告における重要性とは、組織の価値創造能力に関して最も適切な事項を識別し、それを統合報告に含めて報告することに焦点をあてるものであるとしている（論点の探究 para.4.19）。そして、何が重要な事項なのか判断が行えるよう、監査人は対象組織について熟知する必要がある。したがって、監査人は保証業務の計画、実施にあたり、多様な資本の使用および成果を含め、組織、ビジネスモデル、価値創造プロセスについての十分に理解する必要がある、それは伝統的な財務諸表の監査人が獲得してきた理解よりもより広範なものである必要がある（論点の探究 para.4.20）。

統合報告の保証にあたり、保証業務を計画、実施における判断を行うためのいわゆる重要性の基準値を確立し、保証の手続の内容、時期、範囲の決定および保証業務の実施結果に使用しなければならない。この重要性の基準値は、対象となる主題に関連して想定利用者のニーズを監査人がどのようにとらえるかにより影響を受ける（論点の探究 para.6.2）。

論点の探究は、重要性に関して追加指針が必要な分野であるとして以下の5点を指摘している（論点の探究 para.6.3）。

- ・重要な誤謬また脱漏（重要な虚偽表示）の定義
- ・統合報告書の重要な虚偽表示リスクの検討
- ・全体および個々のアサーションまたはデータに関連して、保証業務の重要性水準、識閥の確立
- ・定性的な検討の適用

### ・累積および合計虚偽表示の評価

監査人にとっては、統合報告を保証するにあたり、長期にわたる価値創造能力が組織にあると想定利用者が理解することに誤解がないように保証することが目標である。言い換えれば、重要な虚偽表示があるにもかかわらず、意見を表明してしまうことが監査人のリスクである。このことは、質的重要性、量的重要性を考慮して、重要な虚偽表示を発見することにより達成される。したがって、何が重要な虚偽表示なのか判断するためにも開示フレームワークが必要とされる。逆に、マネジメント・アプローチにより、情報の取捨選択が行われてしまった場合、監査人においてその妥当性、すなわち質的重要性を判断することは極めて困難である。このことは、統合報告の信頼性そのものに影響すると考えられる。

## IV おわりに

統合報告の信頼性において保証は不可欠である。また、保証に耐えるうる情報でなければ信頼性を得ることが難しい。このような保証を経ることなく、開示された情報が形式的なものになることが懸念される。その保証の性質は、広範なステークホルダーを想定利用者とした一般目的の報告の保証であり、その開示のフレームワークの確立がないかぎり、統合報告全体の保証は極めて困難である。少なくとも、保証のためには、企業の長期的価値創造能力についての定量的開示、定性的開示あるいは財務情報、非財務情報の開示の詳細が規定される必要がある<sup>(20)</sup>。

今後、統合報告の開示の実務が進むなかで、一般目的に相応する開示のフレームワークが開発されていくと考えられる。また、既に実務では、統合報告の特定の項目の保証が進んでい

る。その範囲を徐々に拡大することにより、開示のフレームワークの開発が促進され統合報告全体の保証が可能となることが期待される。

## 注

- (1) IIRC [2013] は、統合報告<IR>を「長期にわたる価値創造および価値創造の側面に関する関連コミュニケーションについての、組織による定期的な統合報告書を帰結する統合思考を基礎とするプロセス」とし、一方、統合報告書を「外部環境の文脈において、短期、中期および長期の価値創造へと導く組織の戦略、ガバナンス、業績および展望についての簡潔なコミュニケーション」と定義して、プロセスと報告書を区別している。本稿では、特に断り書きのないかぎり「統合報告」は両方を含むものとし、特定が必要な場合は「統合報告プロセス」、「統合報告書」と使い分けている。
- (2) 伊藤邦雄 [2011] 48-49 頁。
- (3) 岡野泰樹 [2014] 78-79 頁。
- (4) 古賀智敏 [2015] 6 頁。
- (5) 同上。
- (6) 財務資本提供者のみにフォーカスすると、あらためて伝統的な財務報告モデルとの関係を問わなくてはならないであろうし、このことは伝統的な財務報告モデルとの混乱や重複をもたらす。むしろ、現行の財務報告モデルに欠陥があるのであれば、財務報告モデルの拡張を検討することの方が、本来の問題の解決につながっているのではないかと考えられるからである。
- (7) 小西範幸 [2011] 6 頁。
- (8) 淵田康之 [2012] 53 頁。
- (9) P. F. ドラッカー『マネジメント〈上〉』89 頁参照。
- (10) 同上 p.71 参照。
- (11) P. F. ドラッカー『現代の経営〈上〉』82 頁参照。
- (12) 新古典派経済学においては自己の効用の最大化を目指して行為する「経済人」がその基本モデルであり、経済人のモデルに従って行為することが経済的合理性である。そして、この思想は M. フリードマンの「自由主義経済体制のもとでは、ビジネスの社会的責任はただ 1 つではない。それは利潤の増大を目指した様々な活動に没頭することである。ただし、それは詐欺や欺瞞のない開かれた自由な競争というゲームの規則の範囲内でのことである。」という倫理利己主義の思想に発展した。1970 年代後半からアメリカで広範な支持を集めるようになり、リバ

ータリアニズムと呼ばれる社会哲学にまで結実している（梅津光弘 [2012] 25-28 頁参照）。

- (13) 梅津光弘 [2012]「第 10 章 地域社会の倫理」で創業理念として「共生」であり地域社会との調和ある発展も倫理綱領にうたっているスーパー S の事例があげられている。同業のスーパー D も後継者がいない老夫婦が細々と店を続ける商店街への進出を考えている。スーパー S 経営者は、新古典派経済学的な観点から利益を追求する価値観と、スーパー S がかけける「共生」の理念のディレンマに直面する。結局、スーパー S は、スーパーとして進出するのではなく、地域の商店街とは競合しないホームセンター（園芸品、家具、大工用品などを売る店）を出店することを決定した。
- (14) 柿崎洋一 [2013] は、1977 年に設立された GRI（グローバル・リポーティング・イニシアティブ）が、世界的規模で、サステナビリティ報告書の内容の信頼性・比較可能性向上のため、世界で統一したガイドラインを作成し、報告書の読み手である利害関係者にとって意味のあるものにしよとする努力をしてきたことを指摘している。
- (15) なお、論点の探究は、IRFW の保証規準への適格性に検討しており、特に IRFW が完全性、信頼性の規準を充足しているかに懸念されている（paras.4.20-4.45）。これは、IRFW が開示の様式を提供していないことや、評価の要件を提示していないからである。例えば、財務情報は財務報告のフレームワークを使用するなど、IRFW 自体は、測定、評価の要件は提示せず、他のフレームワークによっている。したがって、後述するように本稿での検討の課題も、IRFW の確立にあるとしている。
- (16) 論点の探究では、保証の観点からみた場合に、特に IRFW が保証 FW の完全性、信頼性の規準を充足しているかについて懸念されている。これは、IRFW が開示の様式を提供していないことや、評価の要件を提示していないからである（論点の探究 paras.4.42-4.43）。このため、財務情報は財務報告のフレームワークを使用するなど、IRFW 自体は、測定、評価の要件は提示せず、他のフレームワークによっている。
- (17) 古庄修 [2011] は、「体系的な財務報告の枠組みを形成し、そのなかで財務諸表と連係したナラティブな情報の配置を行うためには、これを正当化しうる理論的枠組みを基礎とする必要がある。そうでなければ、ナラティブな情報の開示を財務報告の枠組みにおいて制度化することに一定の意義を認めたとしても、従来の財務業績の範疇を超えて、財務報告が担う業績報告

の概念が不明確なままに、ナラティブな情報の拡張が図られなかねない。」としている。この記述は、財務報告とCSR報告などの統合を制度化する際の論点を指摘したものであるが、現在議論されているIRFWにおいても情報を結合するための論理的枠組みが必要である。

- (18) 越知信仁 [2015] 138 頁。また、財務報告の一環で、財務諸表の理解を補う情報として ESG 情報や戦略情報等の非財務情報が制度開示で統合されるのであれば、基本的には財務諸表情報に対する補足的な説明性・関連性等の観点から、非財務情報の開示・監査基準を組み立ていく方向性が現実的と提案している (同 139 頁)。財務報告の一環で開示され、かつ法定監査の対象となる場合には、財務諸表を補足・補完する情報が十分に開示されているかの観点がポイントになるとの指摘もされている (越知信仁 [2015] 139 頁)。
- (19) 越知信仁 [2015] 142 頁では、イギリスでは、2005 年 10 月に公表された「公開草案—国際監査基準 (イギリスおよびアイルランド) 720 (修正)」において、いわゆる MD&A に相当する OFR (Operating and Financial Review) の監査に関し、当初 OFR 作成の「プロセス」の適切性を検証とするという考え方を導入することが検討されていたとしている。最終的には制度化の過程で検証内容が後退し、不整合に関する検証内容に止まった経緯が指摘されている。
- (20) 日本公認会計士協会 [2014] は、「保証業務を実施する上で適切な規準 (suitable criteria) となるような個々の記載事項の作成の規準を明らかにし、確立することが、保証業務の品質を維持しつつ、効率的に業務を実施するために必要と考える。」としている。

## 参考文献

IAASB [2013] IFAE, *Proposed Consequential Amendments*.  
 IIRC [2013] *The International <IR> Framework*.  
 IIRC [2014a] *Assurance on <IR>: an Exploration*

*of Issues*.  
 IIRC [2014b] *Assurance on <IR>: an Introduction of the Discussion*.  
 IIRC [2015] *Assurance on <IR>: Overview of Feedback and Call to Action*.  
 Drucker, P. F. [1974] *Management, Tasks, Responsibilities, Practices*, New York. (上野惇生訳 [2015] 『マネジメント』ダイヤモンド社。)  
 Drucker, P. F. [1954] *The Practice of Management*, New York. (上野惇生訳 [2015] 『現代の経営 [上]』ダイヤモンド社。)  
 伊藤邦雄 [2011] 「財務報告の変革と企業価値評価」, 『企業会計』第 63 巻第 12 号, 48-57 頁。  
 梅津光弘 [2012] 『ビジネスの倫理学 (現代社会の倫理を考える・第 3 巻)』, 丸善出版。  
 岡野泰樹 [2014] 「統合報告に対する保証とその課題」, 『経済学研究』第 64 巻第 2 号, 77-86 頁。  
 越智信仁 [2015] 「第 5 章 統合報告書の信頼性と監査・保証業務」, 『国際統合フレームワークの形成と課題—平成 27 年度最終報告—』, 国際会計研究学会研究グループ報告 国際会計研究学会第 32 回大会 (於: 専修大学) 平成 27 年 10 月 4 日, 138-149 頁。  
 柿崎洋一 [2013] 「経営者の社会的責任と地球環境問題」, 『経営教育研究』第 16 巻第 2 号, 33-42 頁。  
 古賀智敏 [2015] 「統合報告研究の課題・方法の評価と今後の研究アジェンダ」, 『会計』第 188 巻第 5 号, 515-529 頁。  
 小西範幸 [2011] 「統合報告における『統合』の考え方」, 『国際会計研究学会年報』2011 年度第 2 号, 5-15 頁。  
 鳥羽至英 [2011] 『財務諸表監査 理論と制度【基礎編】』, 国元書房。  
 日本公認会計士協会 [2014] 「国際統合報告評議会 (IIRC) 『統合報告に関する保証～議論に向けて～』に対する意見」。  
 淵田康之 [2012] 「短期主義問題と資本市場」, 『資本市場クォーターリー』2012 年秋号, 53-87 頁。  
 古庄修 [2011] 「統合財務報告制度の形成と課題」, 『国際会計研究学会年報』2011 年度第 2 号, 17-29 頁。